



(案)

第4次静岡県循環型社会形成計画

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。
～ふじのくにのゼロエミッション～

令和 年 月

静 岡 県

表紙(裏)

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画に盛り込む事項	2
(1) 循環基本法に基づく循環型社会の形成に関する施策	2
(2) 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画に定めるべき事項	2
(3) 食品ロス削減推進法に基づく循環型社会の形成に関する施策	2
(4) 上記(1)から(3)以外で計画に盛り込む事項	2
4 計画の対象	2
5 計画の期間	2
6 計画の策定手順	3
7 その他	3
第2章 計画策定の背景	
1 社会状況	6
(1) 国内外の状況	6
(2) 本県内の状況	7
2 廃棄物処理の現状	9
(1) 一般廃棄物の状況	9
(2) 産業廃棄物の状況	13
(3) 県民意識の状況	17
3 食品ロス	20
(1) 国内外の状況	20
(2) 本県内の状況	23
第3章 計画の目標	26
1 一般廃棄物の数値目標	28
(1) 数値目標設定の考え方	28
(2) 国の指標との関係	30
2 産業廃棄物の数値目標	32
(1) 数値目標設定の考え方	32
(2) 国の指標との関係	34

3	食品ロスの数値目標	35
(1)	数値目標設定の考え方	35
(2)	国の指標との関係	35
第4章	施策の展開	37
基本方針1	3Rの推進	41
1	現状と課題	41
2	取組方針	43
3	具体的取組	43
(1)	廃棄物の発生抑制・再使用の推進	43
(2)	プラスチックごみ対策の推進	52
基本方針2	廃棄物適正処理の推進	54
1	現状と課題	54
2	取組方針	55
3	具体的取組	56
(1)	事業者指導の強化と優良事業者の育成	56
(2)	不法投棄対策の推進	59
(3)	災害廃棄物の適正処理の推進	61
(4)	廃棄物処理体制の充実	62
基本方針3	サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり	65
1	現状と課題	65
2	取組方針	66
3	具体的取組	66
(1)	新たなプラスチック戦略の推進	66
(2)	食品ロス対策の推進	67
(3)	循環産業の振興支援	68
(4)	住民等への啓発、関係機関との連携強化	69
第5章	計画の進行管理	76
1	計画の推進	76
2	計画の進行管理	76
取組指標一覧		77
資料		79

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県では、循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政の主体的行動を促すための実践行動計画として、「静岡県循環型社会形成計画」(計画期間：平成18～22年度)(以下「第1次計画」という。)、 「第2次静岡県循環型社会形成計画」(計画期間：平成23～27年度)(以下「第2次計画」という。)及び「第3次静岡県循環型社会形成計画」(計画期間：平成28～令和3年度)(以下「第3次計画」という。)により、廃棄物の削減などに取り組んできました。

循環型社会の形成のためには、これまでの取組をさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要があります。

そのため、第3次計画の進捗状況を分析しつつ、令和4年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」(以下「本計画」という。)を策定し、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

2 計画の位置付け

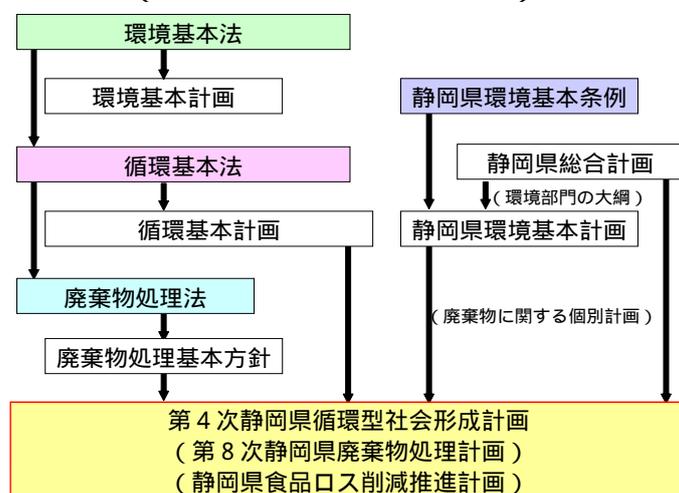
本計画は、以下のとおり、各法等に基づく計画として位置づけています。

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。)に基づく国の第4次循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。)を踏まえた循環型社会形成計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を測るための基本的な方針(以下「廃棄物処理基本方針」という。)に則した廃棄物処理計画(第8次静岡県廃棄物処理計画)

食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく都道府県食品ロス削減推進計画

「静岡県総合計画」を環境面から補完する環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の個別計画(廃棄物・リサイクル分野)



図表1 静岡県循環型社会形成計画の位置付け

3 計画に盛り込む事項

(1) 循環基本法に基づく循環型社会の形成に関する施策

循環基本法第 10 条の規定に基づく「循環型社会の形成に関し自然的社会的条件に応じた施策」を盛り込みました。

(2) 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画に定めるべき事項

廃棄物処理法第 5 条の 5 第 2 項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する次の事項を盛り込みました。

ア 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

イ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

ウ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

エ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

オ 非常災害時における廃棄物の減量・処理に関する施策を実施するために必要な事項

(3) 食品ロス削減推進法に基づく循環型社会の形成に関する施策

食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、「当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」を盛り込みました。

(4) 上記(1)から(3)以外で計画に盛り込む事項

小型家電リサイクル法や食品リサイクル法などの各種リサイクル法等に関する施策及び関係機関と連携する施策を盛り込みました。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）に関する施策及び関係機関と連携する施策を盛り込みました。

4 計画の対象

本計画は、「廃棄物」、「一度使用された物品」、「使用されずに収集された物品」、「廃棄された物品」、「人の活動に伴い副次的に得られた物品」など、有価・無価を問わず循環基本法で定義された「廃棄物等」を対象とします。

なお、「廃棄物」は、廃棄物処理法では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の経済・社会情勢の変化や、廃棄物処理及び各種リサイクルに関する法制度の改正などの状況によっては、計画期間内であってもその都度計画内容の見直しを行います。

6 計画の策定手順

本計画は、静岡県環境審議会に諮問し、同審議会廃棄物リサイクル部会での検討を踏まえた答申を受けて策定しました。

策定に当たっては、県政インターネットモニターアンケート、県政さわやかタウンミーティング、パブリックコメント（県民意見提出手続）により、循環型社会の形成に関する県民の意見を広く聴取するとともに、産業界や市町との意見交換、県庁内の組織である静岡県循環型社会形成推進連絡会議で検討を重ねました。

7 その他

本計画は、SDGsの17のゴールを目指し、環境、社会、経済情勢を意識しながら、他分野と連携した取組を進めます。

Topic SDGs（持続可能な開発目標）とは？

人間の活動が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、2015年の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、全ての国が共に取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標(SDGs)」として2030年までの17の目標(ゴール)が設定されています。

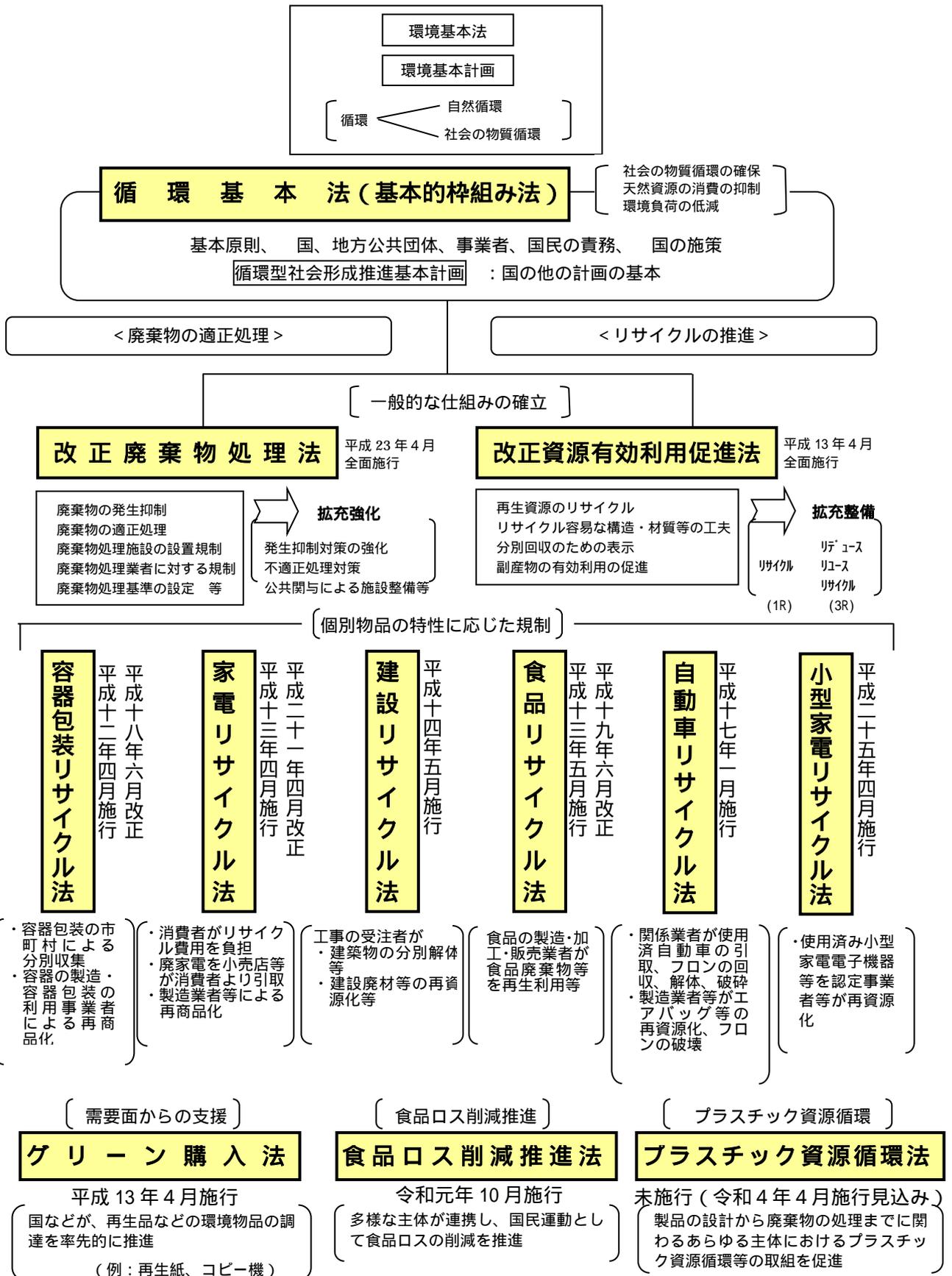
SDGsの目標は、それぞれが関連しており、1つの課題解決の行動により、関連する複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・社会・経済のつながりを考え、共に解決していくことが大切になります。

SDGsウェディングケーキモデルは、SDGsに掲げる17の目標の関係性を表した概念図です。このモデルでは、17の目標を「経済」、「社会」、「環境」の3つの階層に分類し、「経済」、「社会」、「環境」の3つの側面が互いに関連しあっていることを表しています。一番下の階層は「環境」で、その上に「社会」、さらにその上に「経済」が乗っており、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられていることを表しています。これは、一番下で全体を支える「環境」の持続可能性がなければ、「社会」や「経済」は成り立たないということを示しています。



出典：ストックホルムレジリエンスセンター
「How food connects all the SDGs」

(参考)

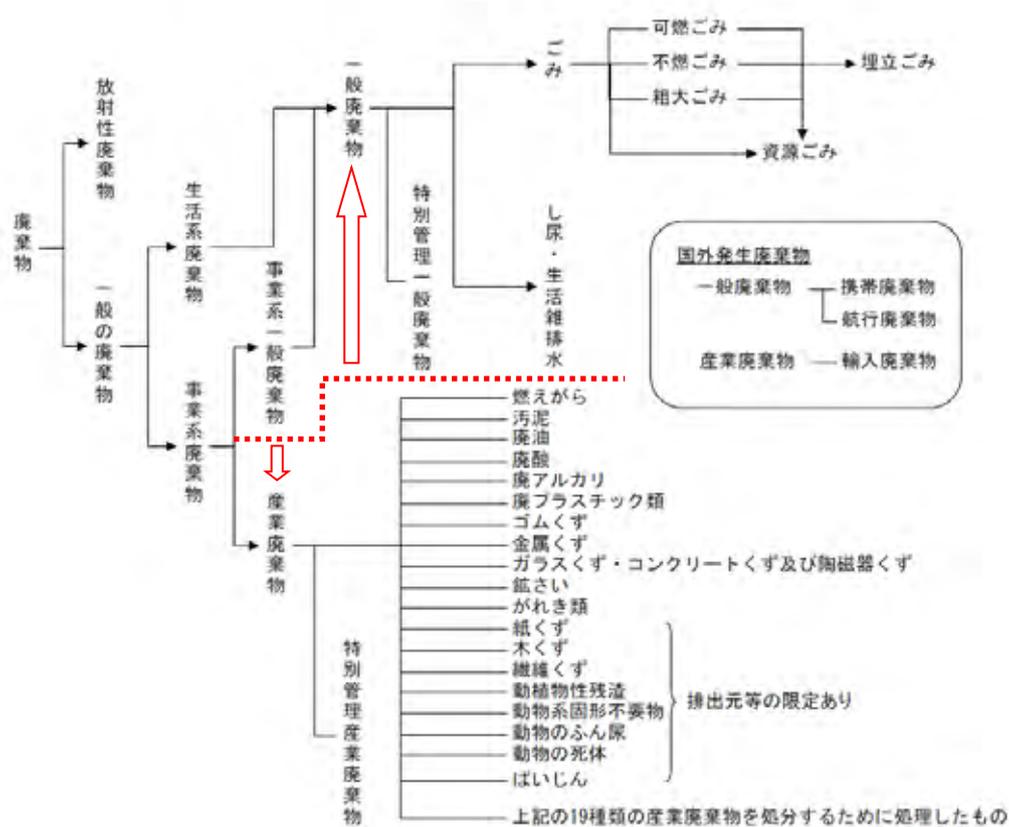


図表 2 循環型社会形成推進のための法体系と概要

(参考)

廃棄物の分類 (一般廃棄物と産業廃棄物)

- ・廃棄物処理法では、廃棄物とは「放射性廃棄物」を除いた「固形状又は液状」の「汚物又は不要物」と定義しており、「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」としています。
- ・また、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを定め、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」としています。
- ・事業所から排出される廃棄物には「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」があります。排出元などの限定により、産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物となります。
- ・一般廃棄物は市町村の責任により、産業廃棄物は排出事業者の責任により処理が行われます。



図表3 廃棄物の分類

第2章 計画策定の背景

1 社会状況

(1) 国内外の状況

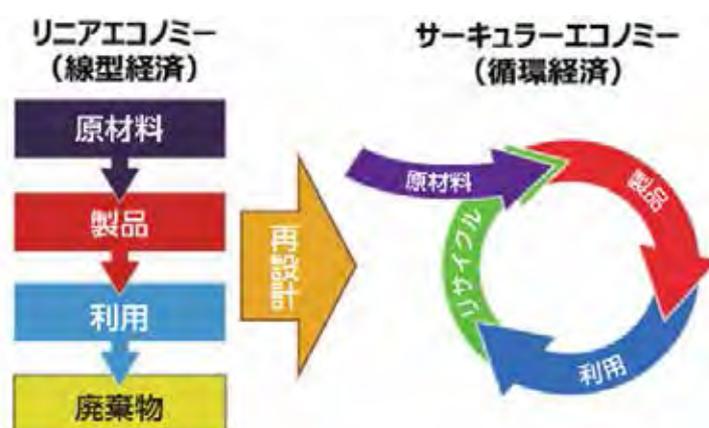
世界においては、2050年の人口は97億人に達し、途上国や新興国の経済成長に伴い、資源の枯渇、エネルギーや食糧需要の増大・廃棄物の増加など環境問題の深刻化が予想されています。

2016年に発効したパリ協定では、工業化以前からの気温上昇を2℃以下にすることを目指しており、世界的な流れを受けて、日本も2020年10月、内閣総理大臣の所信表明演説にて、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」こと（2050年カーボンニュートラル）が宣言されました。2021年10月から11月にイギリスで開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）では、気温上昇の抑制を1.5℃に抑えることが事実上、世界の共通目標になりました。

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却するため、限りある資源を循環利用するとともに、資源循環と経済成長を両立する循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念が2015年に欧州から世界に広がりつつあり、日本においても転換が求められています。

経済産業省の「循環経済ビジョン 2020」において、環境活動としての3Rから経済活動としての循環経済への転換を目指しています。

国内においては、3R + Renewable（持続可能な資源）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」により使用された資源の徹底的な回収・循環利用が推進されることとなり、令和3年にはプラスチック資源循環法が成立しました。



図表4 サークュラーエコノミーの概念と移行のイメージ図

(環境省 環境白書より抜粋・加工)

○また、令和元年に食品ロス削減推進法が施行され、本来食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）の削減が推進されることとなりました。

廃棄物等から有用資源を回収する取組も行われていますが、更なる回収量の増加とともに、質の高度化に向けた取組を進めることが必要です。

日本では、エネルギー量の高い廃プラスチックの有効利用として、燃やして発電や熱として回収する割合が高いですが、燃やさずに製品の原料などにリサイクルする取組も増やすことが求められています。

今後、人口減少や少子高齢化の進展、海洋ごみ問題や新型コロナウイルス感染症などの影響により、経済活動や廃棄物発生量にも様々な変化があると考えられます。

Topic

サーキュラーエコノミーとは？

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。

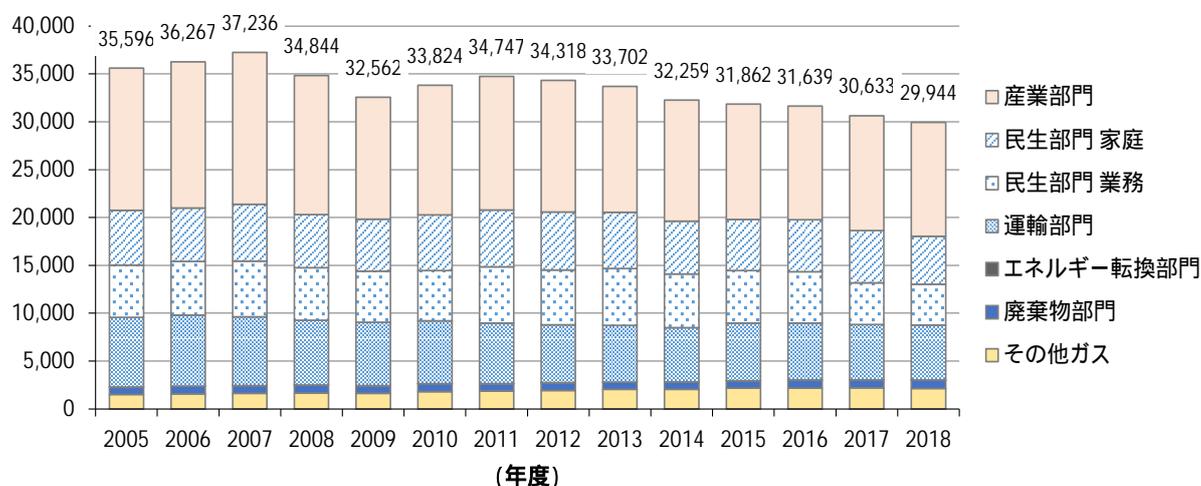
一方通行型の線型経済（リニアエコノミー）から循環型の経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

(2) 本県内の状況

ア 温室効果ガス総排出量

平成30（2018）年度における温室効果ガス総排出量は、29,944千t-CO₂で、平成17（2005）年度以降最も低くなりました。

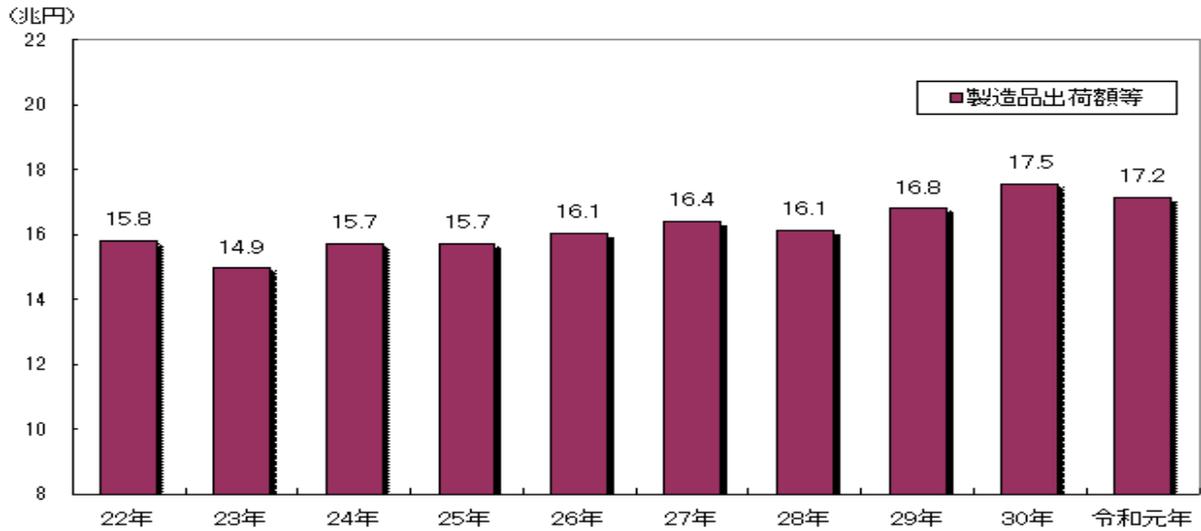
(千t-CO₂)



図表5 温室効果ガス排出量の推移（静岡県、電力排出係数変動）
（出典：静岡県温室効果ガス排出量算定結果（2018速報）（静岡県））

イ 経済

令和元年の本県の製造品出荷額は 17.2 兆円で、国内出荷額 322.5 兆円の 5.0%（全国第 3 位）を占めています。

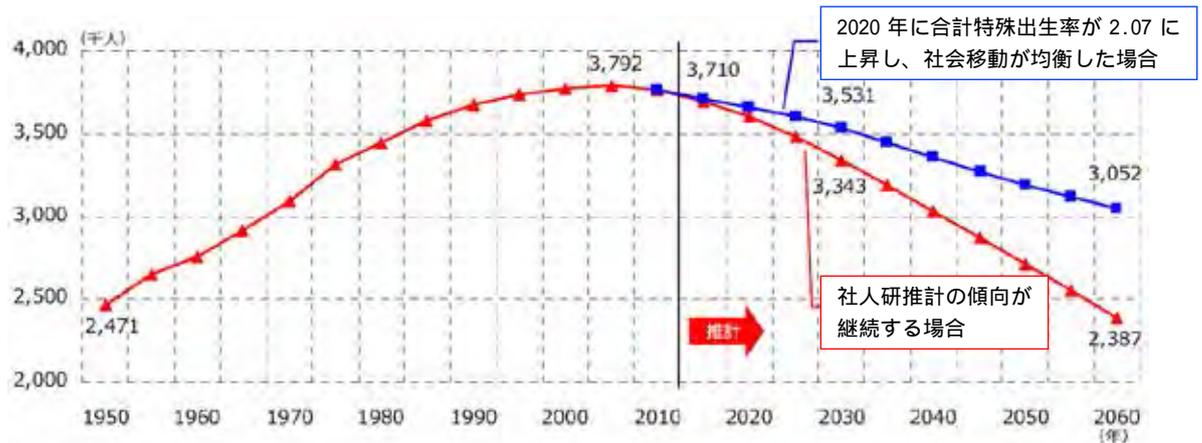


図表 6 製造品出荷額の推移（従業者 4 人以上の事業所）
（出典：「2020 年工業統計調査」（静岡県））

ウ 人口

平成 19 年(2007 年)に始まった人口減少は加速し、本格的な人口減少社会を迎えています。

今後数十年間にわたり、本県の人口は減少が続いていく見込みです。



図表 7 県の人口の推移と将来推計人口
出典「静岡県の新ビジョン 富国・有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」
（静岡県、平成 30 年 3 月）」

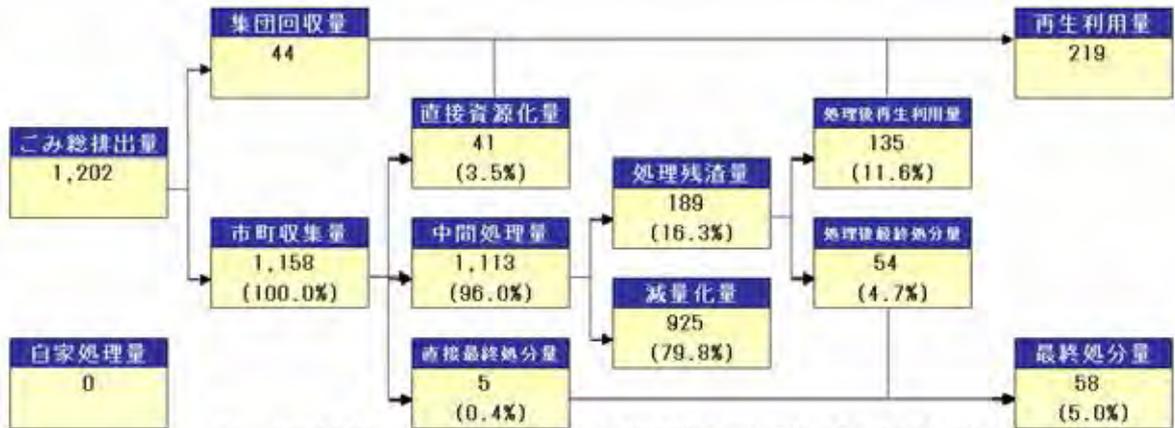
2 廃棄物処理の現状

(1) 一般廃棄物の状況

ア 現状

(ア) 概要

令和元年度における本県の一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の排出・処理の概要は次のとおりとなっています。



(単位：千t/年)

注1：計画誤差等により、「市町収集量」と「直接資源化量」「中間処理量」「直接最終処分量」の合計は一致しない。

注2：四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある。

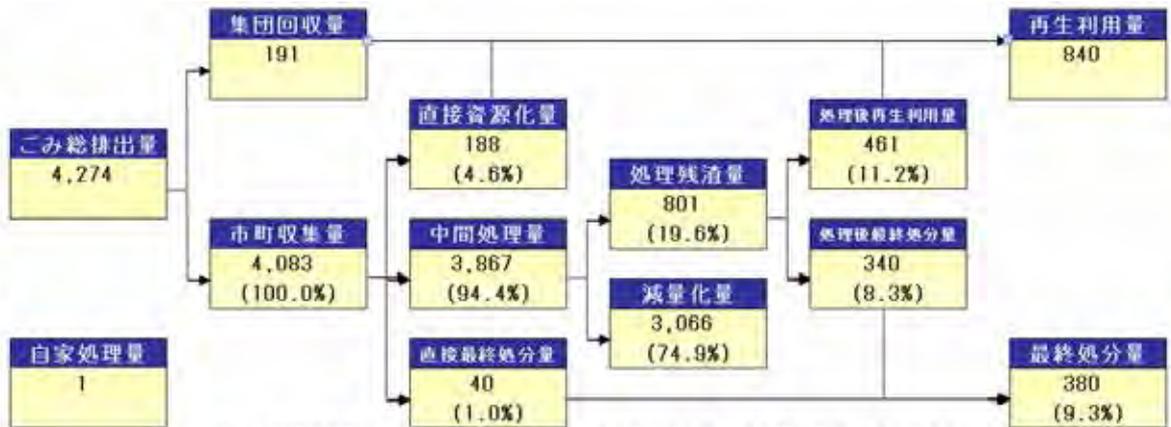
注3：括弧書きの値は、「市町収集量」を100%とした場合の割合である。

図表8 本県の一般廃棄物処理フロー（令和元年度）

(出典：「日本の廃棄物処理 令和元年度版」(環境省)のデータを加工)

(注)

- ・自治体が収集した資源物(古紙等)回収は、排出量には含まれない。
- ・行政が関わらない民間事業者による資源物(古紙等)回収は、排出量には含まれない。



(単位：万t/年)

注1：計画誤差等により、「市町収集量」と「直接資源化量」「中間処理量」「直接最終処分量」の合計は一致しない。

注2：四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある。

注3：括弧書きの値は、「市町収集量」を100%とした場合の割合である。

図表9 全国の一般廃棄物処理フロー（令和元年度）

(出典：「日本の廃棄物処理 令和元年度版」(環境省)のデータを加工)

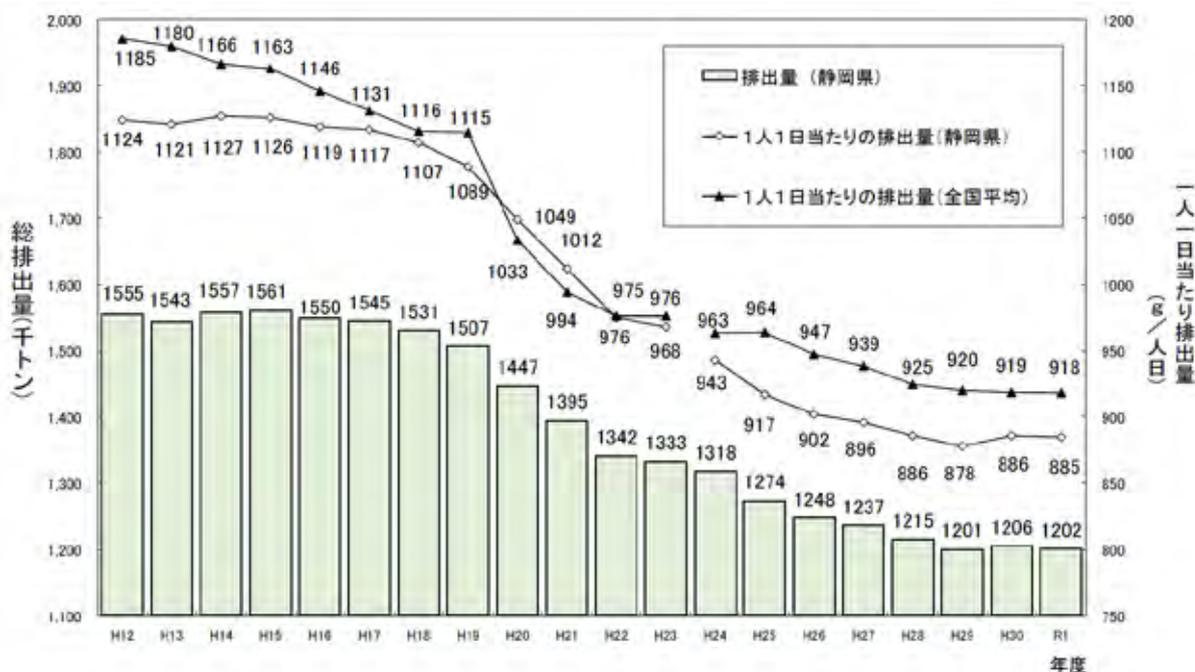
(1) 推移

一般廃棄物の総排出量及び1人1日当たりの排出量

総排出量、1人1日当たりの排出量とも平成15年度以降減少していましたが、平成30年度にはいずれも前年度と比べて増加し、令和元年度には微減となったものの、減少傾向に足跡が見られます。

減少傾向が続いたのは、容器包装リサイクル法(平成12年4月施行)など法体系の整備やごみ処理有料化などの減量施策等による県民の意識や行動の定着化、事業者の容器軽量化などサービス提供のあり方の変化などの影響が考えられます。

1人1日当たりの排出量は、本県は全国で少ない方から10位前後で推移しています。



図表 10 一般廃棄物総排出量と1人1日当たりの排出量の推移

(出典:「日本の廃棄物処理」(各年度版、環境省)のデータを加工)

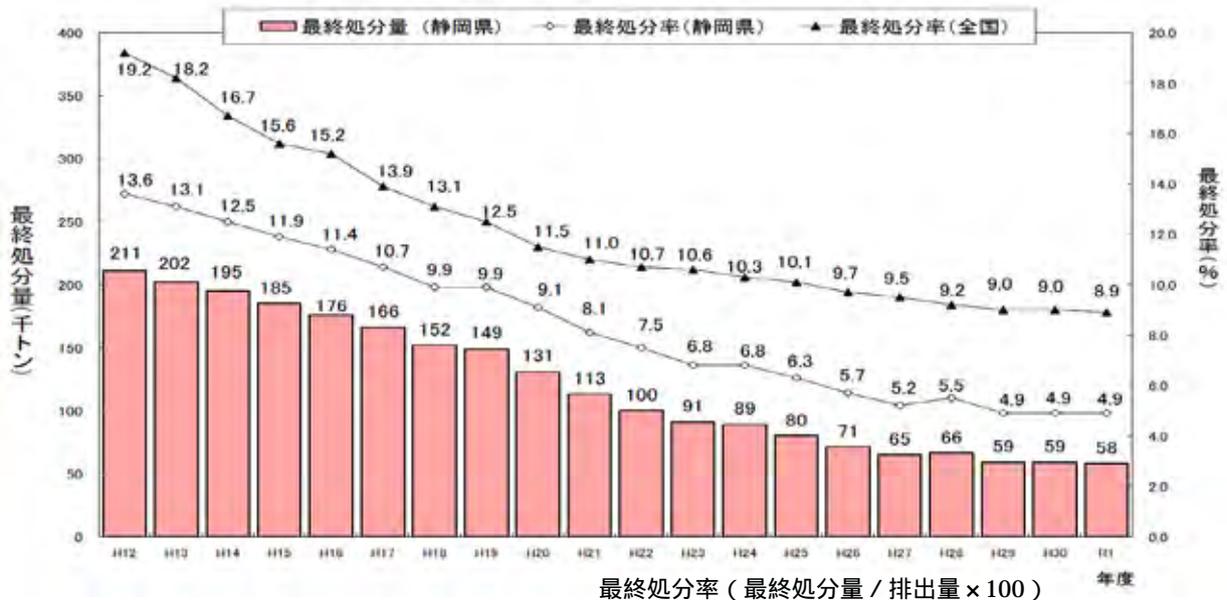
(注) 住民基本台帳法の改正(平成24年7月施行)により、平成24年度以降は、人口に外国人を含めて計算されている。

一般廃棄物最終処分量

各市町では収集した廃棄物について、中間処理による減量化や中間処理後の残渣の資源化などを進めています。焼却処理後に発生する焼却残渣をセメントの原料としたり、溶融処理でスラグ化し土木資材として活用するなど、埋立量の削減による最終処分場の延命化を図っています。最終処分量は減少傾向にあり、最終処分率は全国平均より低い率を保っています。

令和元年度末現在、市町の設置する最終処分場は 35 箇所、残余容量は 104 万 m^3 となっており、今後 18 年 10 か月程度埋立利用が可能と見込まれますが、市町によって状況は異なります。

* 最終処分場残容量 104 万 m^3 ÷ 元年度埋立量 5.5 万 m^3 = 18 年 10 か月
最終処分場の新設は容易でないため、埋立処分を民間事業者へ委託している市町もあります。



図表 11 一般廃棄物の最終処分量と最終処分率の推移

(出典：「日本の廃棄物処理」(各年度版、環境省)のデータを加工)

Topic

溶融スラグ

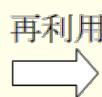
廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300 以上の高温で溶融後に冷却し、固化させたものです。近年では建設・土木資材としての活用が進められています。

溶融・固化することで容積を減らして最終処分場の延命を図ることができ、高熱でダイオキシンや揮発性の重金属が無害化されるというメリットがあります。

身近なものでは、コンクリート製のU型側溝やその蓋、歩道と車道の境界に設置するブロックなどがあります。



原料(溶融スラグ等)



土木製品(積みブロック)

一般廃棄物の不法投棄の発生状況

家電不法投棄の件数は、平成 29 年度までは前年度よりも減少してきましたが、平成 30 年度からは微増となっています。

図表 12 家電不法投棄の発生状況 (単位：台数)

年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計	対前年度
27 年度	41	936	302	144	1,423	93%
28 年度	25	768	263	132	1,188	83%
29 年度	31	701	236	144	1,112	93%
30 年度	36	693	272	147	1,146	103%
元年度	44	744	278	148	1,214	106%

イ 第 3 次計画の一般廃棄物削減目標進捗状況

1 人 1 日当たり排出量及び最終処分率については、第 3 次計画策定時から減少していますが、目標とする減少率には及ばず、現計画と同様の対策を講じた場合、目標年度の令和 3 年度には目標を下回る見込みです。

図表 13 第 3 次計画の削減目標と実績

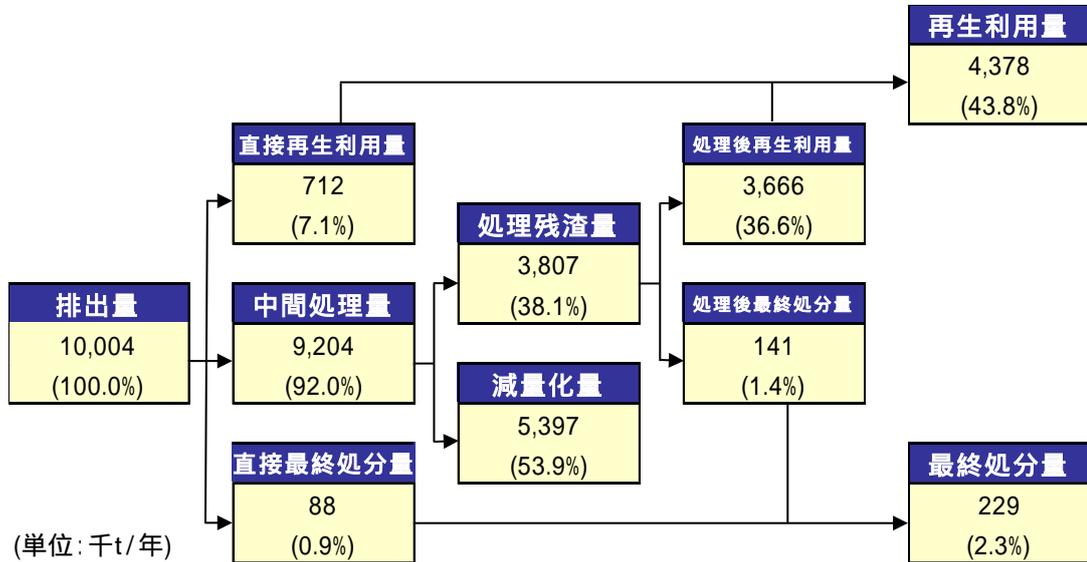
項目	基準値	実績値				目標値
	平成 25 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	3 年度
1 人 1 日当たり 排出量 (g / 人日)	917	886	878	886	885	815
最終処分率 (%)	6.3	5.5	4.9	4.9	4.9	3.9

(2) 産業廃棄物の状況

ア 現状

(ア) 概要

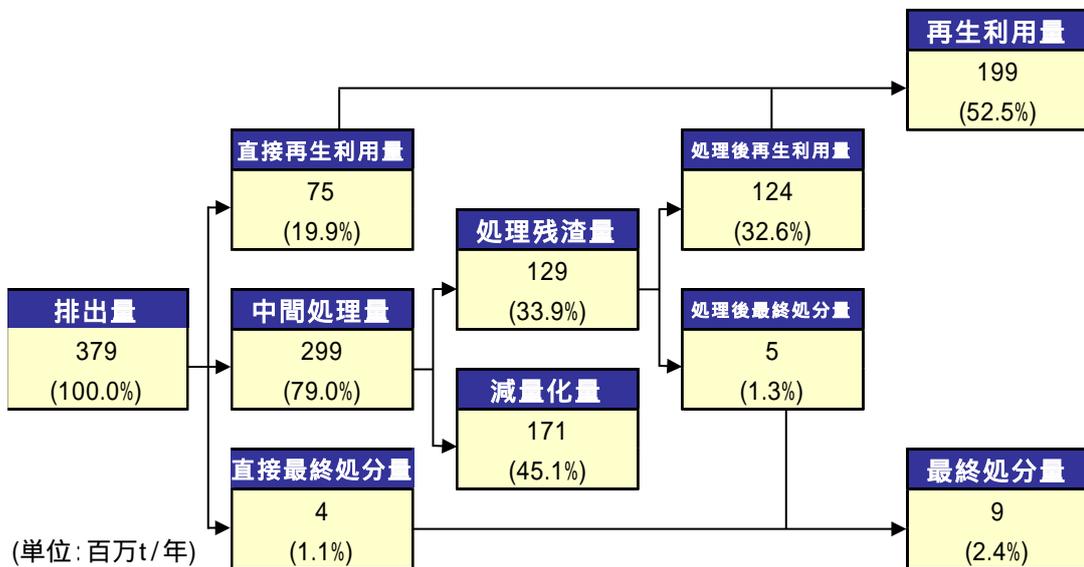
令和元年度における本県の産業廃棄物の排出・処理の概要は次のとおりとなっています。



注: 四捨五入のため、合計値等が一致しない場合がある。

図表 14 本県の産業廃棄物処理フロー (令和元年度)

(出典: 「令和3年度静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(静岡県) のデータを加工)



注: 四捨五入のため、合計値等が一致しない場合がある。

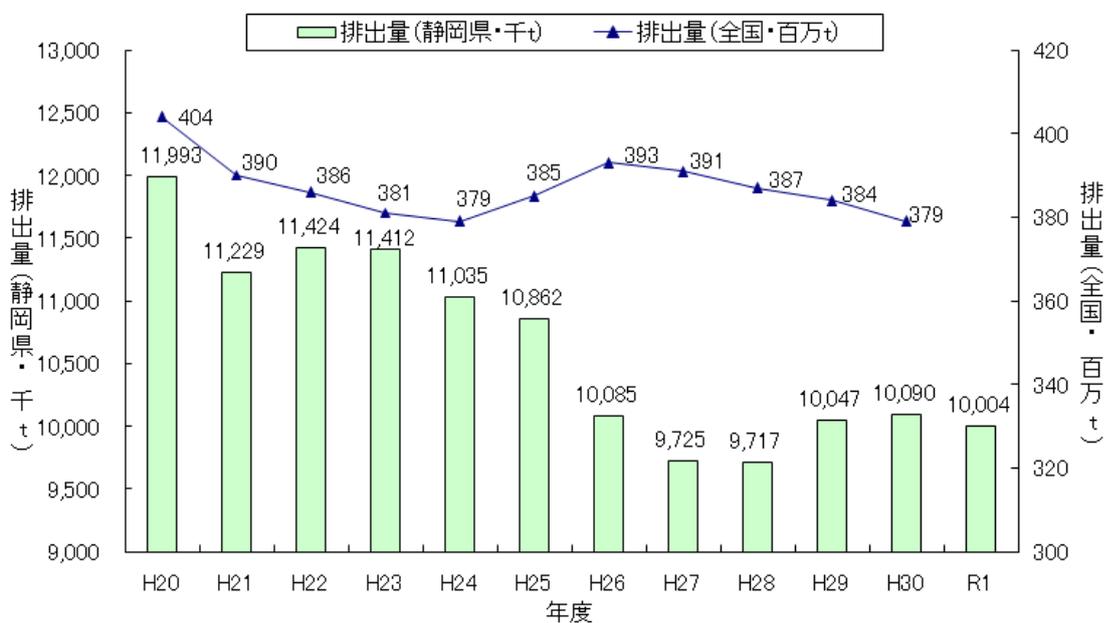
図表 15 全国の産業廃棄物処理フロー (平成30年度)

(出典: 「産業廃棄物排出処理状況調査報告書 平成30年度実績」(環境省))

(1) 推移

産業廃棄物排出量

本県の排出量は、平成 28 年度まで減少傾向でしたが、平成 29 年度以降は約 1 千万 t 前後で推移しています。



図表 16 産業廃棄物の排出量の推移

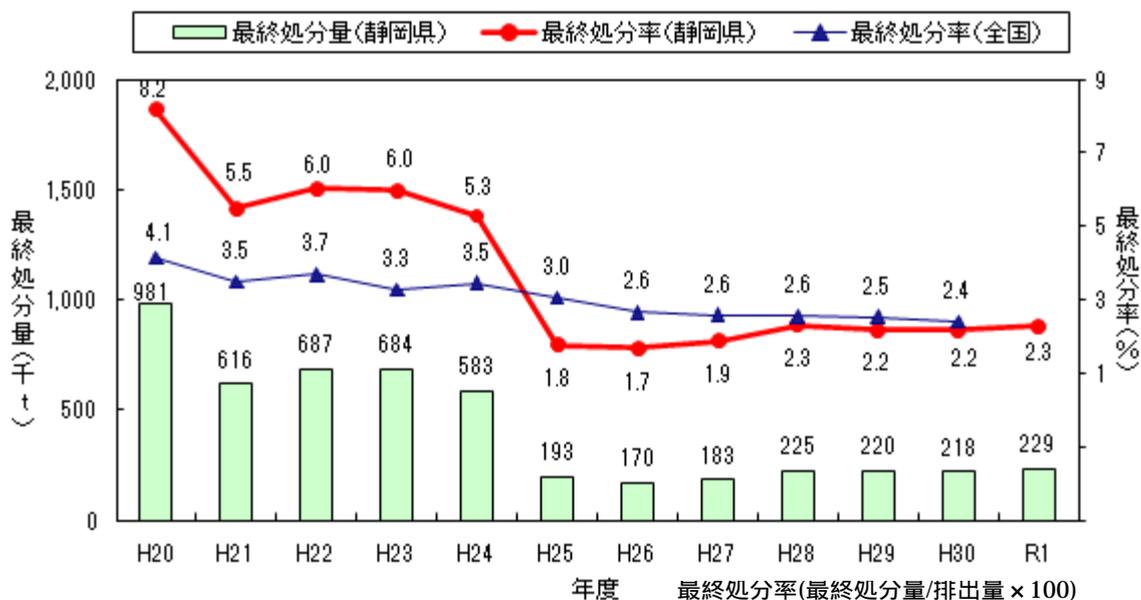
(出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」(各年度、環境省)
「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(各年度、静岡県)のデータを加工)

産業廃棄物最終処分量

排出事業者及び処理業者においては、排出した産業廃棄物の適正処理による再資源化を進めています。

最終処分量は、平成 28 年度以降は 22 万 t 前後で推移しています。

最終処分率は 2.2% 前後で維持しており、全国平均より若干低い値となっています。



図表 17 産業廃棄物の最終処分量と最終処分率の推移
 (出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」(各年度、環境省)
 「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(各年度、静岡県)のデータを加工)

産業廃棄物不法投棄発見件数及び発見量

近年、発見量は 100t ~ 300t で推移し、発見件数は平成 20 年代前半に比べて減少傾向にあります。

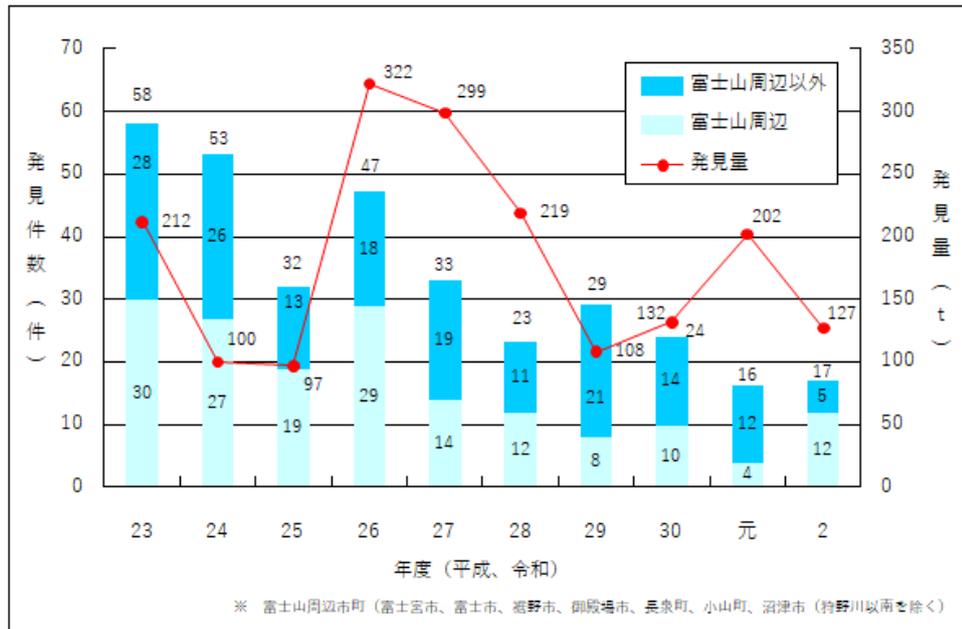
しかし、発見件数は発見できた件数のため、不法投棄の実態として減少傾向であるかは不明です。

富士山周辺市町においては、毎年、全体の半数程度の発見件数があり、従前から重点的に監視パトロールを実施しています。

富士山周辺は人目につきにくいエリアが広い上に車でアクセスしやすいため、不法投棄されやすい傾向となっています。

県内でもかつて、人目の少ない愛鷹山麓で大規模な不法投棄事案が発生したことから、良好な生活環境を守るため、環境保全対策を講じるとともに、モニタリングを継続しています。

令和 3 年 7 月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害では、盛土と称した不適正な残土処分や不法投棄が疑われています。法規制のない残土処分が不法投棄の「隠れみの」となることがあり、環境監視の体制充実が求められています。



図表 18 産業廃棄物の不法投棄状況 (政令市を除く。)

イ 第3次計画の産業廃棄物削減目標進捗状況

最終処分率については、令和元年度の実績は目標値を0.5%上回っています。これは、建設業工事件数の増加による混合廃棄物の最終処分量の増加が原因と考えられます。

現計画における同様の対策を講じた場合、目標年度の令和3年度においても、維持目標を上回る見込みです。

図表 19 第3次計画の削減目標と実績

項目	基準値	実績値				目標値 (維持目標)
	平成 25年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	3年度
最終処分率(%)	1.8	2.3	2.2	2.2	2.3	1.8以下

(3) 県民意識の状況

今後の循環型社会の形成に向けた施策の参考とするため、令和3年度に県政インターネットモニターアンケート調査を実施し、循環型社会形成に関する県民の意識と行動を調査しました。

ア 調査概要

- ・調査時期 令和3年6月8日(火)から6月21日(月)まで
- ・調査対象 令和3年度県政インターネットモニター 768名
- ・調査方法 ごみ問題、3R等に関する11問の選択回答式設問について、インターネットを利用したアンケート調査を実施
- ・回答者数 695人(回答率:90.5%)

イ 調査結果概要

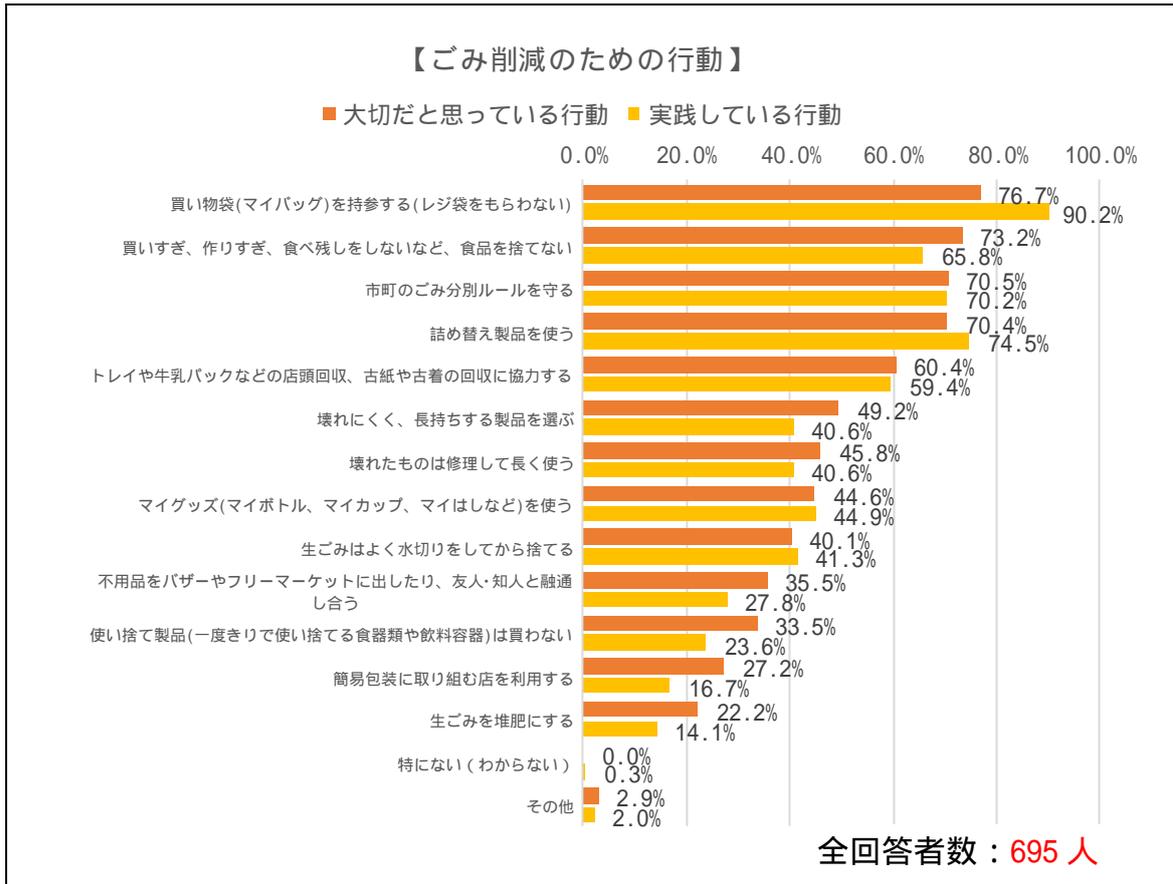
(ア) ごみ削減のための行動

「マイバッグを持参する」、「詰め替え製品を使う」、「マイグッズ(マイボトル、マイカップ、マイはしなど)を使う」等の行動については、実践している割合が高くなりました。

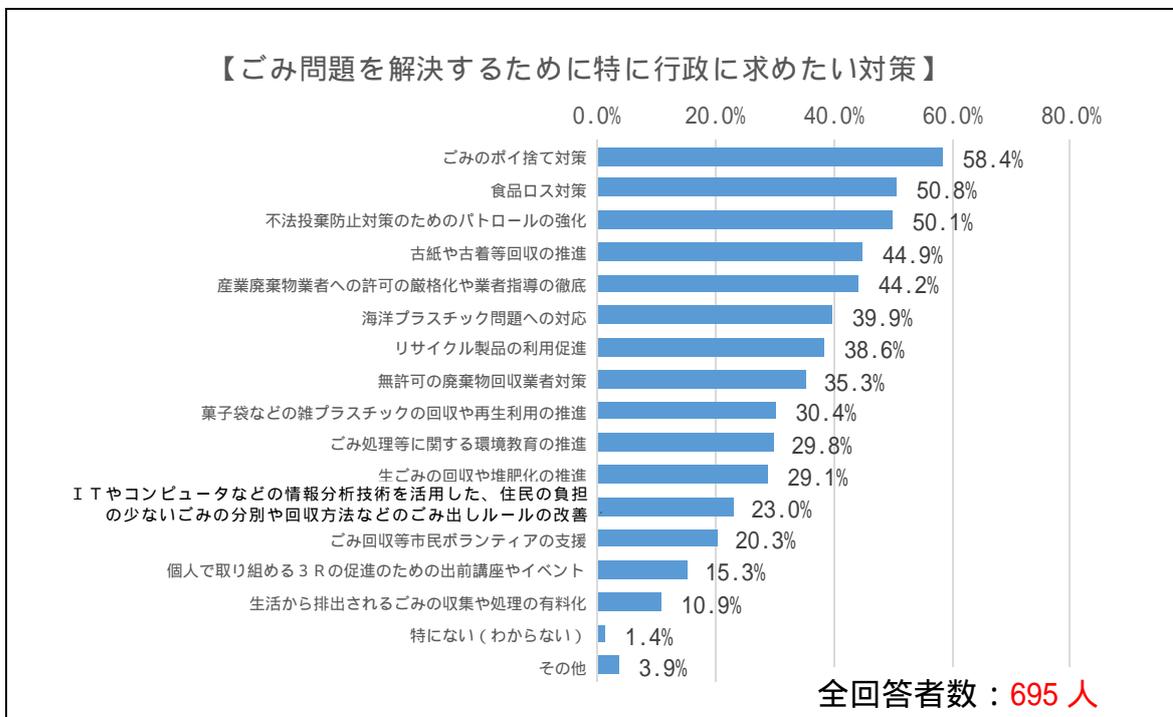
一方、「買いすぎ、作りすぎ、食べ残しをしないなど、食品を捨てない」、「壊れにくく、長持ちする製品を選ぶ」、「壊れたものは修理して長く使う」等の行動については、実践している割合が低くなりました。

(1) 行政に求めるもの

「ごみのポイ捨て対策」がトップで58.4%の高い回答となりました。
「食品ロス対策」が50.8%、「不法投棄防止対策のためのパトロールの強化」が50.1%、「古紙や古着等回収の推進」が44.9%、「産業廃棄物業者への許可の厳格化や業者指導の徹底」が44.2%、「海洋プラスチック問題への対応」が39.9%と続きました。



図表 20 県政インターネットモニターアンケート結果(1)



図表 21 県政インターネットモニターアンケート結果(2)

Topic

観光地のごみ事情

我が国では、コロナ禍の前まで多くの外国人観光客が訪日しており、コロナ禍が落ち着いてくれば再び多くの方が来日されることが期待されます。また、コロナ禍でのGoToトラベル施策などにより、国内の観光客も次第に回復すると思われま

す。観光客が来訪すれば必ず観光客由来のごみ(観光ごみ)が出るため、世界でも大きな問題となっています。例えば、世界遺産になったイタリア・ベネチアでは、世界遺産観光で訪れる観光客が急激に増えて観光ごみの割合が高くなっており、ごみの排出抑制がなかなか進まないそうです。国内でも多くの観光地でごみのポイ捨てなどが問題になっています。

「観光立国」の呼び掛けの下、我が国の観光客はますます増加していくと予想される中、ポイ捨てなどを防ぐとともに、リデュースやリサイクルによりごみの発生量自体を抑えることが、観光ごみ対策としても必要です。

ポイ捨てなどの防止では、奈良市が令和元年度に「奈良市おもてなしエコ活動実証実験事業」を実施しました(右図)。中心市街地商店街等で買い物や食事をする観光客にごみを持ち歩くストレスをなくして気持ちよく市内を観光してもらおうと、中心市街地の8店舗・4公共施設でごみを引き取るもので、好評だったそうです。また、北海道羅臼町では1枚100円の観光客専用ごみ袋を導入してごみの引取を行っています。



省資源やリサイクルによるごみ発生抑制では、京都市が「京都エコ修学旅行」という取組を行っています。市外からの修学旅行生に歯ブラシ持参エコバッグ携帯 食事の食べきりの3つに取り組んでもらうというユニークなものです。また、祇園祭では露店等でリユース食器を活用したごみ減量モデル事業を実施したり、ごみ半減を目指して「しまつのこころ条例」を施行し、宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供や分別排出方法の案内を宿泊施設に義務付けたりするなど先進的な取組がされています。

観光客に適正な費用や労力といったコストを負担してもらいつつ、快適な観光とごみの適正処理・リサイクルの両立を目指して、その地域に合った解決策が各地で模索されています。

3 食品ロス

(1) 国内外の状況

ア 概要

(ア) 世界

人口が急増し令和 32 (2050) 年には約 97 億人に達し、飢えや栄養の問題で苦しむ人々は約 8 億人に上ると推計されています。

食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されています。また、人の消費のために生産された食料の約 3 分の 1 が廃棄されているといわれています。

平成 27 (2015) 年に国連で採択された S D G s においても、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられ、食料ロスの削減が世界的に重要な課題となっています。

(イ) 日本

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、年間 570 万トン (令和元年度推計) という大量の食品ロスが発生しています。これは国連世界食糧計画 (W F P) による食料援助量 (約 420 万トン、令和 2 年) の 1.4 倍に上っています。

・国民 1 人当たり 1 日約 124g (茶わん約 1 杯のごはんの量に近い量)

年間約 45kg (年間 1 人当たり米の消費量約 53kg に近い)

食料自給率 (カロリーベース) は 37% (令和元年度) と低く、食料を海外からの輸入に大きく依存しています。家計における食費は、消費支出の 4 分の 1 を占めています。また、7 人に 1 人の子供が貧困状態という深刻な状況にあり、食事に困る子どももいます。

令和元年に食品ロス削減推進法が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して、国民運動として食品ロスの削減を推進することが明記されました。

私たち一人ひとりが主体的に食品ロスの削減に取り組み、食品を無駄にしない意識づくりをしていき、まだ食べることができる食品については廃棄することなく必要とする人々に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要です。

イ 全国の食品ロスの発生状況等

食品廃棄物等は、一般家庭から排出された「家庭系」と、食品関連事業者等から排出された「事業系」に分けられます。また、食品廃棄物等のうちまだ食べることができる食品 (可食部分) と考えられる食品ロスについても、「家庭系」と「事業系」に分けられます。

令和元年度の食品ロス発生量 570 万トンのうち家庭系は 261 万トン、事業系は 309 万トンでおおむね半々です。しかし、食品廃棄物等に占める食品ロス量の割合では、平成 30 年度時点で家庭系の割合が事業系の割合の約 2 倍と

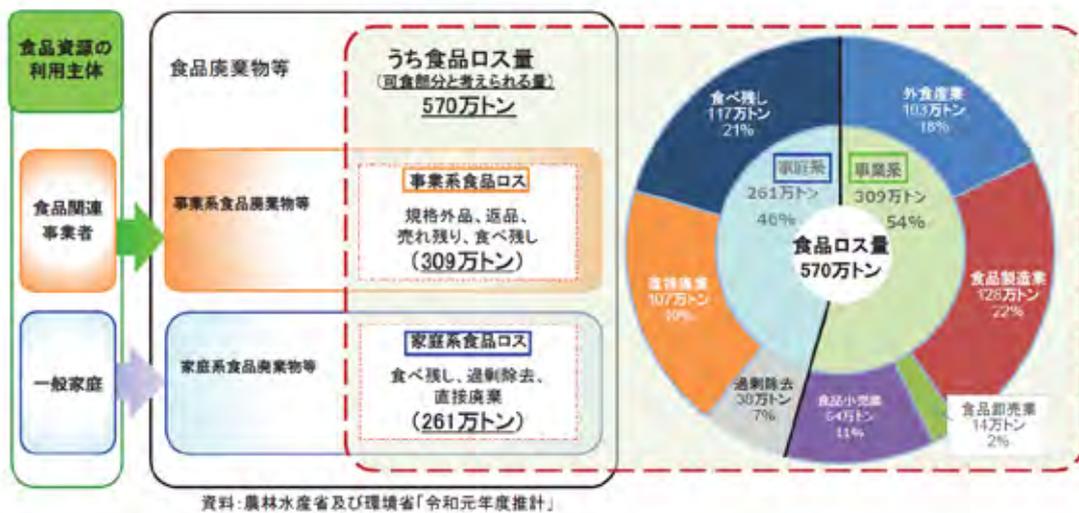
なっています。

家庭系食品ロスの発生要因では食べ残しが44.6%と最も多く、次いで未開封の食品が食べずに捨てられる直接廃棄が40.9%を占めています。また事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳では食品製造業が約4割、次いで外食産業が約3割を占めています。

国は、削減目標として、食品ロス量を家庭系、事業系ともに令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で半減させるとしています。

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



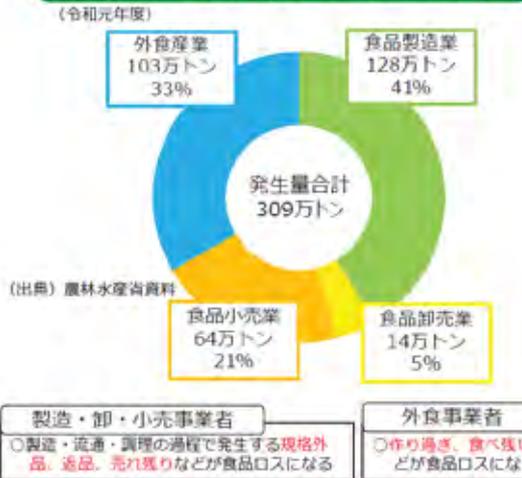
【参考】産業廃棄物の総排出量は3億7,900万トン(平成30年度)、一般廃棄物の総排出量は4,274万トン(令和元年度)
資料:環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

図表 22 食品ロスの発生要因(1)

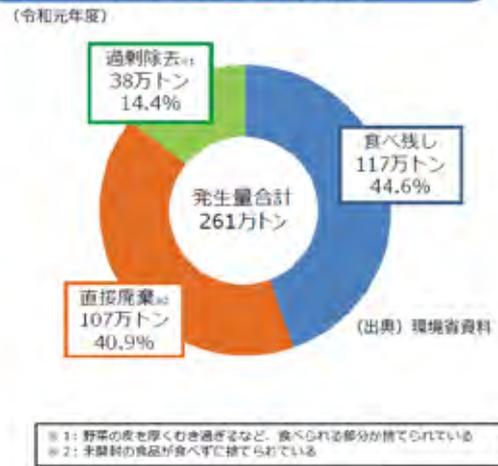
発生要因の内訳

- 我が国の**食品ロスは570万トン** ※農林水産省・環境省「令和元年度推計」
- 食品ロスのうち**事業系は309万トン**、**家庭系は261万トン**であり、食品ロス削減には、**事業者、家庭双方の取組が必要**。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



家庭系食品ロスの内訳



図表 23 食品ロスの発生要因(2)

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも**半減**できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2030
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	216
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	273
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	489

(農林水産省及び環境省 推計)
※ 取組効果により合計と内訳の合計が一致しないことがあります。

21

図表 24 食品ロス量の推移と削減目標

(図表 22～24 出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(令和3年11月30日版)」)

(2) 本県内の状況

ア 概要

(ア) 県民（消費者）の取組状況

令和3年6月に行った第3回県政インターネットモニターアンケート(回答者数 695 人、回答率 90.5%)で、食品ロスを削減するために実際に行っていることを聞きました。

回答では、「冷蔵庫内など家にある食品の在庫を把握し、残っている食材から使い、食品を買いすぎない」の実践率は約8割、「食べられる量だけ作って、食事の作りすぎや食べ残しをしない」「期限表示(賞味期限や消費期限)を正しく理解して、無駄にしない」「飲食店で食べ残しをしない」は6割前後でした。しかし、「飲食店による小盛サービス等を利用する」は約2割、「ドギーバッグ(食べ残しを持ち帰る容器)を活用する」「フードバンクを活用する」は1割前後にとどまりました。



図表 25 食品ロス削減のための県民の取組状況

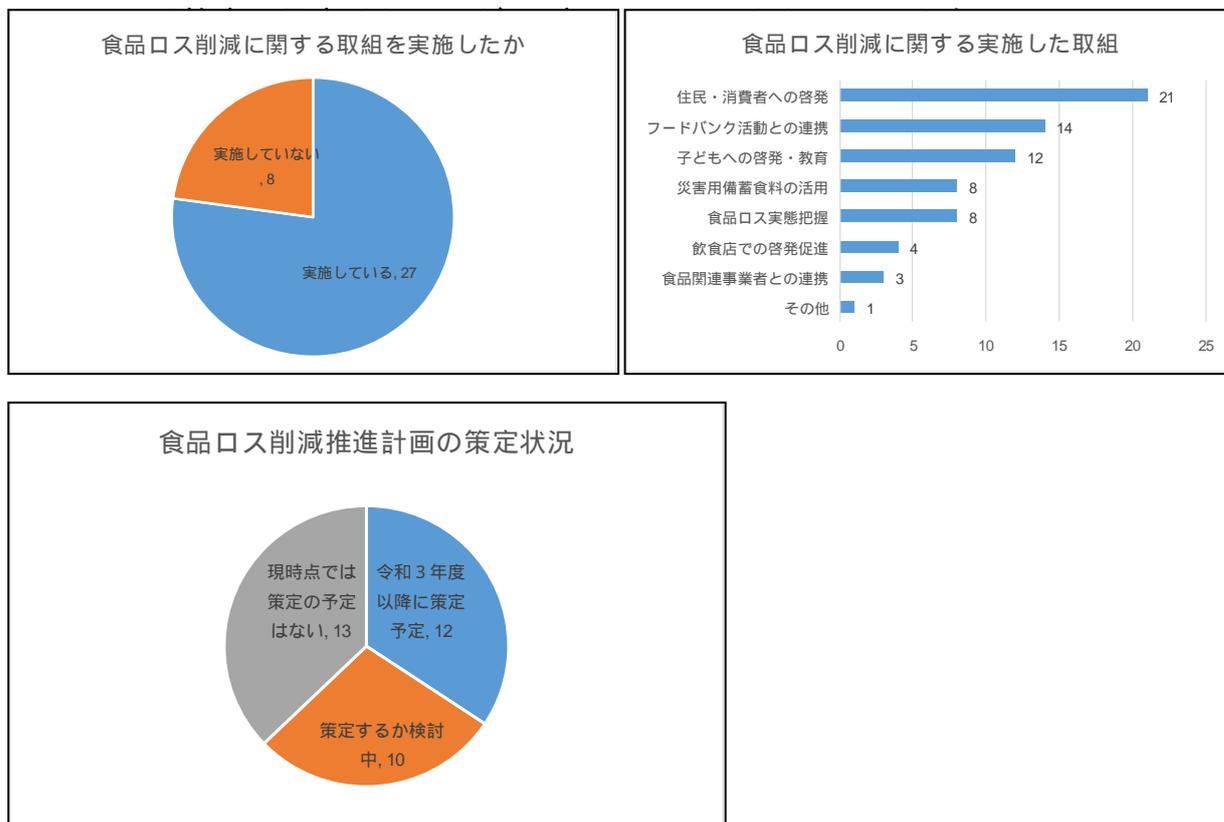
(出典：令和3年度第3回県政インターネットモニターアンケート 問11)

(イ) 市町の取組状況

令和3年2月に消費者庁が行った食品ロス削減の取組状況に係る調査を基に、県内市町の令和2年度の取組をまとめました。

食品ロス削減に関する取組を行った市町は、35市町中27市町（77%）となりました。取り組んでいる内容は、「住民・消費者への啓発」が21市町と最も多く、次いで「フードバンク活動との連携」が14市町となっています。

食品ロス削減推進計画の策定状況については、「令和3年度以降に策定予定」が12市町（34%）、「策定するか検討中」が10市町（29%）、「現時点



図表 26 食品ロス削減のための市町の取組状況

(ウ) 県の取組状況

県では、県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、食品廃棄物の削減を進めるため、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛ける「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」や、家庭での「食べきり」や食材を「買いすぎない」「使いきる」ことを啓発する県民向けチャレンジ事業、小学生等を対象にした出前講座などに取り組んできました。このキャンペーンにおける外食協力店は、705店舗（令和3年6月現在）となっています。

Topic

本県の食品ロス量はどのくらい？

国の食品ロス量は、環境省が家庭系の推計を行い、農林水産省が事業系の推計を行っています。都道府県の食品ロス量については統一的な推計方法が確立されていませんが、国の食品ロス率等の推計方法を参考に、本県における食品ロス量を試算すると年間約17万トン(令和元年度)の食品ロスが発生していると考えられます。

この試算を基に、家庭系と事業系の食品ロス量の比率を国と本県で比較すると、令和元年度では、国の推計値では家庭系46%・事業系54%であるのに比べ、本県の試算値では家庭系30%・事業系70%となります。

本県の事業系の食品ロスの推計割合が高い理由は日本一の出荷額を誇る冷凍水産食品などの、食品製造業や、食品の製造・流通・販売が盛んな地域であることも考えられます。

本県の食品ロス量(試算) (単位:万トン)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
家庭系	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1
事業系	13.4	13.7	12.5	12.6	11.7
計	18.7	18.9	17.6	17.7	16.8

【試算方法】

家庭系:本県の可燃ごみの量を基に、ごみ袋の開封調査により推計している一部の市における可燃ごみに占める食品ロス量の割合を利用しました。

事業系:本県の食品リサイクル法に基づく定期報告における食品廃棄物等の量を基に、国全体の食品廃棄物等の可食部割合や、国全体の食品ロス量に対する定期報告における食品ロス量の割合を利用しました。

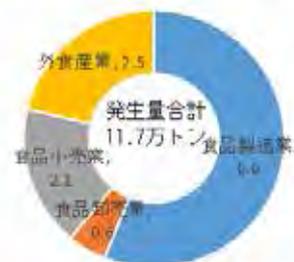
【参考】 国の食品ロス量(推計) (単位:万トン)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
家庭系	289	291	284	276	261
事業系	357	352	328	324	309
計	646	643	612	600	570

本県食品ロス量(令和元年度)試算



本県事業系試算(令和元年度)業種別内訳



(注) 四捨五入のため、各項目の数値と合計は一致しない。